

個人サンプラー検討会 今後の運営方針（事務局案）

1. 個人サンプラー導入の基本方針の整理

(1) 事業場で取り扱う化学物質等については、その危険・有害性の程度に応じて、労働安全衛生法令により、作業環境測定義務づけ（122物質）、リスクアセスメントの実施義務づけ（673物質）及び努力義務（約7万物質）が課されている。

(2) リスクアセスメントを実施するに当たっては、「化学物質等による危険性又は有害性等の調査等に関する指針」（平成29年9月18日指針公示第3号）において、リスクの見積もり方法として、「対象の業務について作業環境測定等により測定した作業場所における化学物質等の気中濃度等を、当該化学物質等のばく露限界と比較する方法」を採ることが望ましいとされており、気中濃度等を把握する方法として、個人サンプラーを使用する個人ばく露測定が示されているところである。

(3) 一方、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第65条の規定に基づき、有機溶剤中毒予防規則等の特別則において、事業者には、作業場の化学物質の濃度を測定・評価するために作業環境測定（AB測定）を実施することが義務づけられている。

(4) このような状況下において、技術の進展を踏まえ、作業環境測定の方法に、労働者の呼吸域の空気を正確に測定可能で、かつ、8時間を通して作業場の測定・評価が可能な個人サンプラーによる測定方法を導入することは、事業者において、リスクアセスメント及び作業環境測定を一括して効果的に実施することを可能とするものであり、労働者の健康の確保に資するものである。このため、将来的には、AB測定と同様に、安衛法令で義務付けられたより広範な作業場に個人サンプラーによる測定を導入できるものとすることが望ましい。

(注) 「個人サンプラー」「作業環境測定」及び「個人ばく露測定」との関係

個人サンプラーは呼吸域の作業場の空気を測定する機器である。これを用いる測定の目的が、①個人ばく露濃度の把握であれば「個人ばく露測定」であり、②労働者の作業する環境中の気中濃度の把握であれば「作業環境測定」である。

測定の方法と得られるデータはどちらも同じであり、それぞれのデータの用途、すなわち評価の対象が異なる。個人サンプラーによる測定のデータを利用して、同時に作業環境測定と個人ばく露測定（リスクアセスメント）を行うことも可能であり、どちらも作業環境の改善に用いられる。

(5) 他方で、現在、個人サンプラーによる測定を実施できる作業環境測定士の数は十分でないため、一定の期間を設け、個人サンプラーによる測定もできる作業環境測定士の養成を推進する必要がある。

(6) このため、個人サンプラーの特性が特に発揮できる以下の作業を先行して、部分的に導入し、作業環境測定基準（昭和 51 年労働省告示第 46 号）に基づく測定として AB 測定と個人サンプラーによる測定のいずれかを選択可能とする。選択に当たっては、事業者が作業環境測定士等の専門家の助言に基づき選択するものとする。

- ①発散源が作業者ととともに移動し、発散源と作業者との間に測定点（B 測定の定点）を置くことが困難な作業（溶接、吹付け塗装など）
- ②管理濃度が低い有害性が高い物質を取り扱うため、作業者の動きにより呼吸域付近の測定結果が大きく変動する作業

(7) さらに、一定期間経過後、個人サンプラー測定ができる作業環境測定士養成の進捗状況と個人サンプラー測定を先行導入している作業場の状況などを改めて調査・検討し、円滑な導入が期待できると考えられる場合には、全ての作業場において導入できるようにすることが望ましい。

(8) なお、現行の B 測定で定点用機器に代えて、個人サンプラー用機器を作業者に装着して行うことを可能とするための対応を先行して行う（B 測定の技術的事項の見直し）

2. 本検討会の運営方針

(1) 作業場の改善につなげるための評価方法、人材の育成等導入に伴う課題等を様々な角度から予測し、課題について慎重に分析・検討を行う

(2) 課題の解決に向けた方策（測定・評価基準、作業環境測定士の要件、作業環境測定士の育成手法（講習内容、講師養成、教材開発等）、育成に係る国の支援のあり方、事業者の理解増進方策等）について具体的に検討する。

3. スケジュール（イメージ）

2018 年 10 月頃		個人サンプラー導入の基本方針を報告書として取りまとめ・発表
2018 年 10 月頃～	行政	測定・評価基準、作業環境測定士養成方針等の原案作成
2019 年年央		（必要に応じ同原案を議論するための検討会を開催）
2019 年～	委託等	作業環境測定士養成テキスト作成、講師養成研修の実施
2019 年以降	行政	関係省令等の改正作業（先行導入部分）
2020 年度～	外部	作業環境測定士養成研修スタート
2021 年度～	行政	改正省令等の施行（先行導入スタート）
2023 年以降		検討会再編開催、全面導入の可否等を検討